河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和5年7月 会津若松市健康福祉部こども保育課

1 調査の目的

会津若松市では、広田保育所及び河東第三幼稚園の2つの公立教育・保育施設を統合し、民 設民営による幼保連携型認定こども園とすることとしています。

このたび、民間法人の皆様との個別の対話を通じて、当該施設の整備・運営に係るご意見、 ご提案や事業者公募への参入条件、さらには参入意向等について把握するため、サウンディン グ型市場調査(以下、「サウンディング調査」という。)を実施します。

2 公立施設の統合及び民営化の背景

- (1) 核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育て世代をとり巻く環境が変化する中、河東第三幼稚園では、園児数が減少傾向にあり、今後、集団による活動が困難になることが予想されています。
- (2) そのため、同じ河東地区にある広田保育所と統合し、集団での活動機会を確保するとともに、当該施設を0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育の提供や、保護者の就労・離職、妊娠・出産等の状況変化にも柔軟に対応できる幼保連携型認定こども園とすることとしました。
- (3) 本市の教育・保育の提供にあたっては、これまで私立施設が中心となり、受入体制の充実や多様なニーズへの対応を図ってきたこと等を踏まえ、今般の幼保連携型認定こども園の運営については、民営化を推進することとしたものです。

3 広田保育所及び河東第三幼稚園の概要

(1) 広田保育所

① 土地建物の概要

所在地	会津若松市河東町広田字横堀 15番地
敷地面積	8, 757m ²
地目	学校用地
用途区域	市街化調整区域
所有者	会津若松市
園舎建築年月	平成11年2月(築24年)
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
園舎延面積	1, 206. 49m²

② 運営状況

入所可能年齢	3か月~5歳
利用定員	140名
開所日	月曜日~土曜日
保育標準時間	7:00~18:00 (11 時間)
延長保育時間	18:00~19:00

(2) 河東第三幼稚園の運営状況

入所可能年齢	満3歳~5歳
利用定員	50名
開所日	月曜日~金曜日
教育標準時間	8:30~14:00(5時間30分)
預かり保育時間	7:30~8:30、14:00~17:00

4 河東地区幼保連携型認定こども園の概要

(1) 基本方針

- ① 広田保育所の土地及び既存施設を活用することとし、利用条件については、今後、協議の上決定する。
- ② 利用定員については、民営化1年目は広田保育所の現定員の140名(2,3号のみ)とし、 2年目以降、河東第三幼稚園との統合等を踏まえ、175名(1号:30名、2,3号:145名) に増員するものとする。
- ③ 運営事業者は、定員の増員に合わせて、3歳児~5歳児の保育室を計3室増築する。

【想定定員】

民営化初年度140名(広田保育所 現定員)

認定区分	0 歳児	1歳児	2 歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	計
2・3号	15	21	24	24	28	28	140

民営化2年目175名

認定区分	0 歳児	1歳児	2 歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	計
1号	_		_	10	10	10	30
2・3号	18	22	24	26	27	28	145
計	18	22	24	36	37	38	175

(2) 広田保育所の民営化及び河東第三幼稚園の統合のスケジュール

令和7年4月1日 広田保育所の民営化(幼保連携型認定こども園に類型変更)

令和7年度中 保育室の増築(運営事業者が実施)

令和8年4月1日 河東第三幼稚園の統合

5 河東地区幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る課題

(1) 教育・保育人材の確保

新たな施設の運営のための教育・保育人材の確保が課題となっています。

(2) 河東地区内の教育・保育需要への対応

河東地区唯一の保育施設である広田保育所は、地域の保育の受け皿として重要な役割を 担っていますが、毎年、広田保育所への入所を希望しても入所できず、他の施設を利用する 児童がいます。

また、近年、0歳児、1歳児を中心に待機児童が発生しており、地域の利用ニーズに応じた受け皿の確保が課題となっています。

(3) 保育室増築の必要性

広田保育所と河東第三幼稚園の統合により、3歳児、4歳児及び5歳児の定員がそれぞれ30名を超えるため、「福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、学級数を増やす必要があり、保育室を増築する必要があります。

(4) 既存施設の修繕等の必要性

広田保育所の園舎は、平成 11 年に建設して築 24 年が経過しており、今後の修繕費等を含む維持管理費を見込む必要があります。

※特に上記課題に対するご意見・ご提案をはじめ、事業者公募への参入にあたり、どのような条件整備が必要か等について、ご意見をお願いします。

6 サウンディング調査実施の対象者

福島県内において認定こども園又は認可保育所の運営実績がある学校法人又は社会福祉法人

7 スケジュール

No.	項目	日程
1	実施要領の公表	令和5年7月19日
2	サウンディング調査参加申込受付	令和5年7月19日~8月21日
3	広田保育所現地見学(要日程調整)	令和5年7月19日~8月21日
4	サウンディング調査(要日程調整)	令和5年7月19日~8月25日
5	調査結果概要の公表	令和5年9月

8 サウンディング調査参加手続き

(1) サウンディング調査参加申込受付

サウンディング調査への参加を希望される法人は、「参加申込書(様式1)」を記入し、 Eメールにてご提出ください。

また、必要に応じて、「事前質問シート(様式3)」をご提出ください。

(2) 広田保育所現地見学

広田保育所の現地見学を希望される法人は、「現地見学申込書(様式4)」を記入し、E メールにてご提出ください。個別に日程調整を行います。

サウンディング調査への参加申込前に、現地見学を行うことも可能です。

(3) 関係書類の提供

サウンディング調査の参加申込受付後、広田保育所の図面等関係書類を提供いたします。 内容をご確認いただくとともに、サウンディング調査の5開庁日前までに、「意見・提案 シート(様式2)」を記入し、Eメールにてご提出ください。

(4) サウンディング調査

個別に日程調整の上、サウンディング調査を実施します。

① 場所

会津若松市役所内の会議室(公民館等の会議室も含む)

② 所要時間

30分~60分を予定

③ その他

サウンディング調査は、参加事業者個別に行います。

※様式は市のホームページからダウンロードできます。

URL

http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2023070600022/

9 留意事項

- (1) サウンディング調査の取り扱い
 - 調査の内容は、あくまで事業者の公募に向けて、今後の参考とさせていただくものです。
 - サウンディング調査の結果概要について、ホームページ等で公表を予定していますが、参加事業者の名称、ノウハウ等は公表しません。
 - 公表にあたっては、予め参加事業者に内容の確認を行います。
- (2) 費用負担
 - サウンディング調査への参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担となります。
- (3) 参加除外要件
 - 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生等の手続き中の場合。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と認められる場合。
 - 法人税、消費税及び地方消費税並びに本市市税等の滞納がある場合。

10 申し込み・問い合わせ先

会津若松市役所 こども保育課

TEL: 0242-39-1239 FAX: 0242-39-1246

E-mail: kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp